



平成 28 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ー ブ ッ ク  
 イ ニ シ ア テ ィ ブ ジ ャ パ ン  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 出 斉  
 (コード番号：3658 東証第一部)  
 問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 コ ー ポ レ ー ト 本 部 長 辻 靖  
 (TEL. 03-3518-9544)

**ヤフー株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明  
 及び第三者割当による自己株式の処分のお知らせ**

ヤフー株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社株券（当社普通株式、以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、公開買付者が平成28年8月12日付で公表したプレスリリース「株式会社イーブックイニシアティブジャパン株券（証券コード3658）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の変更を決定したことを受け、平成28年8月12日開催の当社取締役会において、平成28年6月9日付の当社プレスリリース「ヤフー株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及びヤフー株式会社との資本業務提携契約の締結のお知らせ」にて既に公表しております、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、公開買付者は、本公開買付価格の変更を含む買付条件等の変更につき、平成28年8月12日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出しております。

また、当社は、平成28年6月9日付で公開買付者と資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結した後も、本資本業務提携に関して公開買付者とさらに具体的に協議を進めた結果、追加の資金手当てが必要となったこと、及び上記のとおり、公開買付者が本公開買付価格等の変更を発表したことを踏まえ、平成28年8月12日開催の取締役会において、本公開買付けに当社が保有する自己株式（400,200株）の全部を応募することにより、公開買付者に対し第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. 公開買付けに関する意見表明について

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	ヤフー株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂九丁目7番1号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 宮坂 学

(4) 事業内容	インターネット上の広告事業 イーコマース事業 会員サービス事業 その他事業
(5) 資本金	8,358 百万円 (平成 28 年 3 月 31 日現在)
(6) 設立年月日	平成 8 年 1 月 31 日
(7) 大株主及び持株比率 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	ソフトバンクグループ株式会社 36.4%
	YAHOO INC. (常任代理人 大和証券株式会社) 35.5%
(8) 当事会社間の関係	
資本関係	公開買付者は、当社株式を 100 株所有しております。
人的関係	記載すべき人的関係はありません。
取引関係	記載すべき取引関係はありません。
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

## 2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

公開買付者は、本公開買付けについて、平成28年8月12日付でプレスリリース「株式会社イーブックイニシアティブジャパン株券（証券コード3658）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」を公表し、本公開買付価格を、従来の1株につき850円から1,150円に変更することを発表しました。本公開買付価格の変更に伴い、公開買付期間は従来の平成28年6月10日（金曜日）から平成28年8月15日（月曜日）までの45営業日から、平成28年6月10日（金曜日）から平成28年8月29日（月曜日）までの55営業日に延長され、また、決済の開始日も従来の平成28年8月22日（月曜日）から平成28年9月5日（月曜日）に変更（本公開買付価格、公開買付期間及び決済の開始日の変更を総称して、以下「第2回買付条件等変更」といいます。）することを発表しております。

公開買付者によれば、公開買付者は、第2回買付条件等変更を行うに先立ち、当社主要株主である筆頭株主のクックパッド株式会社（所有株式数534,400株、所有割合10.79%）との間で、平成28年8月12日付で、本公開買付価格が1,150円以上に変更されていることを条件として、その所有する当社株式の全部（534,400株）について、本公開買付けに応募する旨をその内容とする応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結したとのことです。また、当社は、平成28年8月12日付で公開買付者と本資本業務提携契約に係る覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結しており、本覚書において、自己株式400,200株について本公開買付けに応募することを合意しております。本自己株式処分については、下記「Ⅱ. 第三者割当による自己株式の処分について」をご参照ください。

当社は、平成28年8月12日開催の当社取締役会において、第2回買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、第2回買付条件等変更を前提としても、本公開買付け及び平成28年6月9日付の当社のプレスリリース「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」にて公表した公開買付者を割当先とする第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といい、本公開買付けと本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。）により、当社及び公開買付者が各々の自力成長を超えたレベルでの事業価値の創造・拡大が可能となるとの判断に変更はなく、また、第2回買付条件等変更は当社の株主の皆様にとって不利益な変更とはならないと

判断し、全ての取締役の出席の下、出席取締役の全員一致により、平成28年6月9日付の当社プレスリリース「ヤフー株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及びヤフー株式会社との資本業務提携契約の締結のお知らせ」にて既に公表しております、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。また、上記取締役会には全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することに異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の取締役及び監査役には、本取引（本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを含みます。）に関して会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する者はいないため、上記取締役会には全ての取締役が審議及び決議に参加し、全ての監査役が審議に参加しております。

なお、当社は、平成28年8月12日開催の当社の取締役会において、第2回買付条件等変更及び本自己株式処分を踏まえ、本第三者割当増資の必要性及びその条件について改めて慎重に協議・検討を行いました。その結果、平成28年8月12日付で当社が別途公表しているプレスリリース「(訂正) 有価証券届出書の訂正届出書の提出に伴う『第三者割当による新株式発行に関するお知らせ』の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、第2回買付条件等変更及び本自己株式処分を前提としたとしても、本第三者割当増資は当社の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠であり、平成28年6月9日開催の当社取締役会において決議した本第三者割当増資における発行条件は引き続き合理的かつ相当であると判断しております。

## II. 第三者割当による自己株式の処分について

### 1. 処分要領

(1) 処分期日	平成28年9月5日(月曜日) から平成28年9月12日(月曜日) まで
(2) 処分株式数	普通株式 400,200株(注1)
(3) 処分価額	1株につき 1,150円
(4) 調達資金の額	460,230,000円
(5) 募集又は処分方法 (処分予定先)	第三者割当の方法によります。 (公開買付者 400,200株)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注1) 本自己株式処分に関しては、平成28年9月5日から同年9月12日までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を処分期日として記載しております。払込期間を平成28年9月5日から同年9月12日までとした理由は、本自己株式処分における払込日を本公開買付けにおける決済開始日(9月5日予定)と同日とすることを予定しているところ、本公開買付けの買付期間が延長され、払込日も延期される可能性があるためです。

(注2) 本自己株式処分は、当社の保有する自己株式を本公開買付けに応募することにより行われるものです。本公開買付けには買付予定数の上限及び下限が設定されております。本公開買付けにおける応募株主の応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,427,700株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うこととなるため、本自己株式処分における処分株式数の一部に申込みがないこととなり、当該部分に係る本自己株式処分に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。また、本公開買付けにおける応募株主の応募株式の総数が買付予定数の下限(990,800株)に満たない場合または本公開買付けが撤回された場合には、応募株券等の全部の買付け等が行われないため、本自己株式処分に係る申込みがないこととなり、本自己株式処分に係る割当てを受ける権利は消滅い

たします。なお、本公開買付けについては、上記「I. 公開買付けに関する意見表明について」をご参照ください。

(注3) 当社が平成28年6月9日に公表したプレスリリース「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」に記載のとおり、本第三者割当増資において、割当先である公開買付者は、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、公開買付者の当社に対する本第三者割当増資後の完全希薄化ベースの持株割合（本第三者割当増資後に公開買付者が所有することとなる当社普通株式数を分子とし、当社発行済株式総数（※1）に当社が発行する新株予約権の目的となる当社普通株式数（※2）を加算した数を分母として算出される割合をいいます。以下「完全希薄化ベースの持株割合」といいます。）を41.00%とするために必要な数の株式（100株未満切上げ）について払込みを行う予定であるとのことです。本自己株式処分は本公開買付けに自己株式を応募することにより行われるものであり、本自己株式処分を行うことにより、本第三者割当増資後にヤフーが所有することとなる当社の完全希薄化ベースの持株割合は41.00%となる見込みであることに変更はありません。

※1 「当社発行済株式総数」としては、当社が平成28年6月7日に公表した当社の第17期第1四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の当社の発行済株式総数（5,354,800株）に本第三者割当増資により発行される当社普通株式数を加算した数を使用いたします。

※2 「当社が発行する新株予約権の目的となる普通株式数」としては、当社が平成28年4月22日に提出した第16期有価証券報告書に記載された平成28年1月31日現在の当社が発行する、第6回新株予約権570個（目的となる株式数114,000株）、第7回新株予約権620個（目的となる株式数124,000株）、第10回新株予約権43個（目的となる株式数8,600株）、第11回新株予約権10個（目的となる株式数2,000株）、第12回新株予約権70個（目的となる株式数7,000株）、第13回新株予約権77個（目的となる株式数7,700株）、第14回新株予約権1,160個（目的となる株式数116,000株）及び第15回新株予約権980個（目的となる株式数98,000株）を合計した各新株予約権（以下、これらの新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）合計3,530個の目的となる当社普通株式数の合計477,300株（なお、平成28年6月9日現在の本新株予約権の目的となる株式数の合計は477,300株です。）を使用いたします。

## 2. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、当社の保有する自己株式を本公開買付けに応募することにより行うものです。また、当社は、上記「I. 公開買付けに関する意見表明について」に記載のとおり、平成28年8月12日開催の取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明しております。

### (1) 本公開買付けに自己株式を応募するに至った根拠及び理由

当社及び公開買付者は、平成28年6月9日付で本資本業務提携契約を締結した後も、本資本業務提携に関してさらに協議を進めてまいりました。本資本業務提携の内容及び本資本業務提携後の戦略・施策についてより具体的な議論を行った結果、本資本業務提携の効果を一層高め、当社の企業価値をより向上させるためには、当社は、本第三者割当増資に加えて、下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」に記載のとおり、新規顧客獲得を目的とした新規プロダクト開発について追加の資金手当てが必要との判断に至りました。当社は、平成28年8月12日開催の取締役会において、本公開買付けに自己株式を応募することにより当社にとってより有利な条件での資金調達が可能であることから、全ての取締役の出席の下、出席取締役の全員一致により、当社の保有する自己株式（400,200株）の全部を本公開買付けに応募することを決議いたしました。また、上記取締役会には全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、当社が本公開買付けに自己株式を応募することに異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の取締役及び監査役には、本取引（本公開買付けに自己株式を応募することを含みます。）に関して会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する者はいな

いため、上記取締役会には全ての取締役が審議及び決議に参加し、全ての監査役が審議に参加しております。

処分価額の合理性及び相当性については、下記「5. 処分条件等の合理性」「(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	460,230,000 円
② 発行諸費用の概算額	2,000,000 円 (注1) (注2)
③ 差引手取概算額	458,230,000 円

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、アドバイザー手数料及びその他諸費用です。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期 (注1)

上記の差引手取概算額につきましては、新規顧客獲得を実現する為の、アプリケーション及びウェブサービス開発、著作権獲得及び著作権創作、並びにこれらに関するオペレーション要員増等に 470 百万円を充当する予定であります。具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
新規プロダクト開発 (注2)	470	平成28年10月～平成31年9月

(注1) 本自己株式処分は、本公開買付けへ応募するために行われるものです。本公開買付けには買付予定数の上限及び下限が設定されております。本公開買付けにおける応募株主の応募株券等の総数が買付予定数の上限 (2,427,700 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うこととなるため、本自己株式処分における処分株式数の一部に申込みがないこととなり、当該部分に係る本自己株式処分に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。その場合には差引手取概算額は減額されることとなりますが、資本業務提携先である公開買付者から借入などの資金面での支援を受けるほか金融機関その他の外部からの借入れなどによる資金調達を行うことで、上記項目を実施してまいります。この場合における支出予定時期及び優先順位に関しては、現時点では未定であるものの、資金調達の時期及び金額等を踏まえ、公開買付者と協議し、それぞれの効果等を確認しながら実施する予定です。なお、支出までの資金管理につきましては、銀行預金その他安全性の高い方法で管理いたします。

(注2) 上記「1. 処分要領 (注3)」に記載のとおり、別途予定している本第三者割当増資において、公開買付者は、公開買付者の当社に対する本第三者割当増資後の完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の株式 (100 株未満切上げ) について払込みを行う予定であるとのことです。そのため、本第三者割当増資において、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、割り当てられた株式の全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。その場合、本自己株式処分及び本第三者割当増資により調達した金額、その他の資金調達手段により調達できる金額及び時期などを踏まえ、公開買付者と協議した上で、本自己株式処分及び本第三者割当増資の資金使途のうち、優先順位が高いものから実施してまいります。

本自己株式処分により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

#### ・新規プロダクト開発

新規プロダクト開発の 470 百万円については、新規顧客獲得を実現する為に、アプリケーション及びウェブサービス開発、著作権獲得及び著作権創作、並びにこれらに関するオペレーション要員増等のための資金として、平成 28 年 10 月から平成 31 年 9 月までの期間において充当する予定であります。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「(1) 本公開買付けに自己株式を応募するに至った根拠及び理由」に記載のとおり、本資本業務提携の効果を一層高め、当社の企業価値をより向上させるためには、当社は、本第三者割当増資に加えて追加の資金手当てが必要と判断しており、本自己株式処分により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおり、新規顧客獲得を目的とした新規プロダクト開発等に充当する予定であります。当該資金は、本資本業務提携の効果を一層高め、当社の企業価値の向上に寄与するものであり、ひいては株主価値の向上につながるが見込まれるため、資金使途として合理性があると判断しております。

#### 5. 処分条件等の合理性

##### (1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額は、処分予定株式の全てを本公開買付けに応募するため、本公開買付価格と同じ価額である 1,150 円（以下「本処分価額」といいます。）としました。

本処分価額は東京証券取引所における本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日である平成 28 年 8 月 10 日の終値 845 円に対し 36.09%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの計算において同じとします。）、決議前 1 ヶ月（平成 28 年 7 月 11 日～8 月 10 日）終値単純平均株価である 837 円（小数点以下を四捨五入。以下、株価平均値の計算において同じとします。）に対しては 37.40%のプレミアム、決議前 3 ヶ月（平成 28 年 5 月 11 日～平成 28 年 8 月 10 日）終値単純平均株価である 795 円に対しては 44.65%のプレミアム、決議前 6 ヶ月（平成 28 年 2 月 12 日～平成 28 年 8 月 10 日）終値単純平均株価である 678 円に対しては 69.62%のプレミアムとなっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、原則として取締役会決議日の直前日の市場株価に 0.9 を乗じた額以上の価額であることとされており、本処分価額は、当該指針に準拠したものであり、当社は、特に有利な処分価額には該当しないと判断しております。

なお、本処分価額は東京証券取引所における本公開買付け公表の前営業日である平成 28 年 6 月 8 日の終値 680 円に対し 69.12%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの計算において同じとします。）、公表前 1 ヶ月（平成 28 年 5 月 9 日～6 月 8 日）終値単純平均株価である 718 円（小数点以下を四捨五入。以下、株価平均値の計算において同じとします。）に対しては 60.17%のプレミアム、公表前 3 ヶ月（平成 28 年 3 月 9 日～平成 28 年 6 月 8 日）終値単純平均株価である 618 円に対しては 86.08%のプレミアム、公表前 6 ヶ月（平成 27 年 12 月 9 日～平成 28 年 6 月 8 日）終値単純平均株価である 624 円に対しては 84.29%のプレミアムとなっております。

また、平成 28 年 6 月 9 日付の当社プレスリリース「ヤフー株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及びヤフー株式会社との資本業務提携契約の締結のお知らせ」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社

KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）に対し、当社株式の価値算定を依頼し、平成 28 年 6 月 8 日付で株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得しております。KPMG FAS が株式市価法、及びディスカウント・キャッシュフロー法（以下「DCF 法」といいます。）に基づき算定した当社株式の 1 株当たりの価値（株式市価法：618 円～718 円、DCF 法：830 円～1,093 円）に照らしても、本処分価額は特に有利な処分価額には該当しないと判断しております。

なお、平成 28 年 8 月 12 日開催の上記取締役会に出席した監査役 3 名が、本処分価額について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案すると、適正かつ妥当であり、特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

なお、当社が本公開買付けに当社の保有する自己株式を応募するに至った根拠及び理由については、「2. 処分の目的及び理由」「(2) 本公開買付けに自己株式を応募するに至った根拠及び理由」をご参照ください。

## (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分の処分数量である当社株式 400,200 株は、平成 28 年 4 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（5,354,800 株）の 7.47%（小数点以下第三位を四捨五入、発行済株式数または議決権数に対する比率において以下同様です。）、平成 28 年 4 月 30 日現在の当社の総議決権数（49,520 個）の 8.08%にあたります。また、本第三者割当増資により発行する新株式は、最大で 2,373,400 株（議決権数 23,734 個）であり、平成 28 年 4 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（5,354,800 株）の 44.32%、平成 28 年 4 月 30 日現在の当社の総議決権数（49,520 個）の 47.93%にあたります。したがって、本自己株式処分により割当てられる株式数と本第三者割当増資により発行される新株式数の合計は最大で 2,773,600 株（議決権数 27,736 個）であり、平成 28 年 4 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（5,354,800 株）の 51.80%、平成 28 年 4 月 30 日現在の当社の総議決権数（49,520 個）の 56.01%となり、当社株式につき 1 株当たりの議決権割合が希薄化することになります。

しかしながら、当社は、平成 28 年 6 月 9 日付の当社のプレスリリース「ヤフー株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及びヤフー株式会社との資本業務提携契約の締結のお知らせ」に記載したとおり、当社を取り巻く事業環境が大きく変動する中で、国内市場における盤石な体制と競争優位を築くことが急務であると認識しており、将来の成長に向けた積極的な事業投資が不可欠と判断しております。本資本業務提携により、電子書籍における、豊富な知見、及び作者・出版社との良好なリレーションを有し、男性ユーザーによる購入比率が全体の過半を占める当社と、優れた顧客基盤、及びマーケティング・ノウハウを有し、女性ユーザーによる購入比率が全体の過半を占める公開買付者が同一グループとなり、安定的な資本関係を前提に双方の経営資源を円滑に相互活用することで、電子書籍を愛読している既存ユーザー層のさらなる利便性の向上、及び新規ユーザー層の取り込み強化に取り組み、競合他社と差別化されたサービス提案の実現を図っていくことが、当社の収益基盤の強化を図り、企業価値の向上に寄与するものであると判断しております。

また、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」「(2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載のとおり、本自己株式処分により調達する資金は、本資本業務提携の効果を一層高め、当社の企業価値をより向上させるために必要となる追加資金であり、本自己株式処分は、当社の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠かつ相当であると判断しております。

さらに、公開買付者を処分先とする本自己株式処分は、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリングとは異なり、公開買付者との提携による成長施策の推進が可能であり、かつ市場株価にプレミアムを付した価額を処分価額にできること、また、金融機関等からの借入と異なり長期に亘る資金の調達が可能

であり、財務安定性が高まることから、本第三者割当増資と合わせても本自己株式処分の規模及び希薄化率は合理的であり、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

以上より、当社取締役会は、本自己株式処分により、当社株式につき1株当たりの議決権割合は希薄化するものの、本資本業務提携の効果をより高めることにより当社の収益基盤の強化を一層図ることができ、当社の企業価値の向上、更には株主の皆様にとっての利益向上に資すると考えられるため、本自己株式処分は、当社の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠かつ相当であると判断しております。

## 6. 処分予定先の選定理由等

### (1) 処分予定先の概要

(1) 名 称	ヤフー株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂九丁目7番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮坂 学
(4) 事業内容	インターネット上の広告事業 イーコマース事業 会員サービス事業 その他事業
(5) 資 本 金	8,358 百万円 (平成 28 年 3 月 31 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	平成 8 年 1 月 31 日
(7) 発 行 済 株 式 数	5,695,291,400 株 (平成 28 年 3 月 31 日現在)
(8) 決 算 期	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	(連結) 9,177 名
(10) 主 要 取 引 先	株式会社サイバー・コミュニケーションズ、グーグル・アジア・パシフィック・プライベート・リミテッド、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社、株式会社オプト、株式会社アイレップ
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社東京三菱UFJ銀行、株式会社ジャパンネット銀行、シティバンク銀行株式会社
(12) 大株主及び持株比率 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	ソフトバンクグループ株式会社 36.4%
	YAHOO INC. (常任代理人 大和証券株式会社) 35.5%
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	公開買付者は、当社株式 100 株を所有しております。
人 的 関 係	記載すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	記載すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(14) 最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態 (IFRS)			
決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
親会社の所有者に帰属する持分	619,682百万円	726,002百万円	844,165百万円
資 産 合 計	849,987百万円	1,007,602百万円	1,342,799百万円
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	108.83円	127.54円	148.29円
売 上 高	408,514百万円	428,487百万円	652,327百万円
営 業 利 益	196,437百万円	197,212百万円	224,997百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	128,605百万円	133,051百万円	171,617百万円
基本的1株当たり連結当期利益(円)	22.43円	23.37円	30.15円
1株当たり配当金(円)	4.43円	8.86円	8.86円

※公開買付者は、東京証券取引所市場第一部に株式を上場しており、役員及び主要株主を有価証券報告書等の法定開示書類において公表しております。また、公開買付者は、東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載しております。これに加え、公開買付者は、本資本業務提携契約において、公開買付者並びにその役員及び従業員が反社会的勢力でなく、かつ反社会的勢力といかなる関係も有していないことを表明保証しております。以上より、当社は、公開買付者の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

#### (2) 処分予定先を選定した理由

当社は、「2. 処分の目的及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに賛同の意見を表明しております。また、当社は、「2. 処分の目的及び理由」「(2) 本公開買付けに自己株式を応募するに至った根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに当社の保有する自己株式を応募することを決議しております。当社は、本公開買付けに当社の保有する自己株式を応募するために、公開買付者を処分予定先として選定いたしました。

#### (3) 処分予定先の保有方針

当社は、公開買付者より、当社株式の保有方針について、長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

なお、当社は、公開買付者より、本自己株式処分の払込期日から2年以内に当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

#### (4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、公開買付者の払込みに要する財産の存在について、公開買付者が平成28年8月8日に公表した第22期第1四半期報告書に記載の連結貸借対照表の現金及び現金同等物の額(400,218百万円)により、処分予定株式の払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認しており、同社による払込みに関して確実性があるものと判断しております。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率（注1）

募集前（平成28年1月31日現在）		募集後（注2）	
クックパッド株式会社	10.79%	ヤフー株式会社	43.53%
小出 斉	3.43%	小出 斉	2.20%
株式会社小学館	3.23%	株式会社小学館	2.07%
寺田 航平	2.62%	寺田 航平	1.68%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2.58%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1.65%
鈴木 雄介	1.72%	鈴木 雄介	1.10%
大貫 友宏	1.42%	大貫 友宏	0.91%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.38%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	0.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.37%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	0.88%
THE BANK OF NEW YORK. NON-TREATY JASDEC ACCOUNT 常任代理人株式会社三菱東京 UFJ 銀行	1.26%	THE BANK OF NEW YORK. NON-TREATY JASDEC ACCOUNT 常任代理人株式会社三菱東京 UFJ 銀行	0.81%

（注1）持株比率は小数点以下第三位を四捨五入しております。

（注2）公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本自己株式処分及び本第三者割当増資に基づき公開買付者に割り当てられた株式の全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。募集後の持株比率は、全株式について払込みがあったものとして計算しております。募集前の持株比率算出の分母には、当社発行済株式総数から自己株式（400,200株）を控除した数を用いており、募集後の持株比率算出の分母には、本自己株式処分を行うことから本第三者割当増資後の当社発行済株式総数を用いております（なお、当社が発行する本新株予約権の目的となる普通株式数（477,300株）は持株比率算出の分母には含めておりません。）。なお、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,427,700株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行われず、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により決済がなされることから、募集後における持株比率については変動する可能性があります。

## 8. 今後の見通し

本自己株式処分及び本第三者割当増資による当社の業績への影響については、現在精査中であり、今後、公表すべき事象が生じた場合には速やかに開示いたします。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本公開買付けが成立し、かつ、本第三者割当増資が実行された場合、本自己株式処分により割当てられる株式数が最大で400,200株（議決権数4,002個）、また本第三者割当増資により発行する新株式数が最大で2,373,400株（議決権数23,734個）であり、本自己株式処分により割当てられる株式数と本第三者割当増資によ

り発行する新株式数の合計は最大で2,773,600株（議決権数27,736個）となるため、平成28年4月30日現在の当社の発行済株式総数5,354,800株の51.80%（平成28年4月30日現在の議決権総数49,520個に対する比率は56.01%）となり、当社株式は25%以上の希薄化が生じる可能性があることから、本自己株式処分及び本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。また、上記に加え、本資本業務提携契約により、公開買付者は当社の取締役のうち過半数を指名する権限を有し、その結果、当社の取締役会の構成員の過半数を占めることになることを見込まれるため、公開買付者は当社の支配株主となる予定であります。

当社は、当社及び当社の経営者から独立したものからの当該大規模な第三者割当増資についての意見の聴取のため、過去において当社及び公開買付者と人的関係、取引関係及び出資関係のない独立した者として、阿部・井窪・片山法律事務所の伊藤尚氏、公認会計士坂上信一郎事務所の坂上信一郎氏、及び横浜市立大学国際総合科学部准教授の芦澤美智子氏を選定し、当該3名を構成員とする第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）に対し、本第三者割当増資の必要性及び相当性（①本第三者割当増資による資金調達を行う必要があるか、②他の手段との比較において、本第三者割当増資を選択することが相当であるか、③当社のおかれた状況に照らして本第三者割当増資の発行条件の内容が相当であるか、④公開買付者を割当先及び処分先として選定することに合理性があるか）について意見を求めました。

当社が本第三者委員会から平成28年6月8日付で入手した本第三者割当増資に関する意見（以下「6月8日付意見」といいます。）の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の6月8日付意見の概要）

（ア）結論

本第三者割当増資については、その必要性及び相当性が認められる。

（イ）検討

①本第三者割当増資の必要性

(i) 本資本業務提携の必要性

当社の説明によれば、電子書籍業界における競争は厳しく、他社に先んじて新事業への取組み・投資を図る必要が高いとのことである。また、本資本業務提携により、公開買付者の知名度・信用力、同社が培ってきた顧客基盤、マーケティング・ノウハウ等を、当社の強み（相応の品揃えや、出版社や作家との人的関係等）と統合することで、コンテンツ調達、マーケティング、システム開発等の点において、事業上のシナジー効果を発揮できるとのことである。したがって、当社は、公開買付者のブランドを十分に活用しつつ、両社の経営資源や知見の相互活用を円滑に行い、事業上のシナジーを最大化するためには、単なる事業提携に止まらず、当社が公開買付者グループの傘下に入る形での資本提携が必須であるとの結論に至ったということである。当社からの説明や受領資料を総合的に検討した結果、本第三者割当増資は、本資本業務提携の手段として、その必要性を認めることができる。

(ii) 本第三者割当増資による資金使途

公開買付者は、本公開買付けにおいて増資後完全希薄化ベースの持株割合で41.00%の当社株式を取得できない場合に限り、増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の当社株式を取得するため

に必要な払込金額の払込みを行う予定である。よって、本第三者割当増資は、当社と公開買付者との業務提携を確実にするための担保的措置といえる。ただし、厳しい競争環境にある電子書籍業界の中で、当社が、これまでの地位を堅持し、さらに企業価値を増大させるためには、業務提携は必要不可欠であり、業務提携にあたって資金需要が生じるとのことである。

上記を前提に検討すると、本資本業務提携の一環としての本第三者割当増資の具体的な資金使途、金額規模及び支出予定時期並びにそれらに関する当社による説明に不合理な点は見当たらず、また、当社の中期経営計画における一連の業務提携・事業投資戦略に照らしても、合理性のある内容となっている。それらを踏まえると、本第三者割当増資による資金は、当社の企業価値の向上に寄与するものであり、ひいては株主価値の向上に繋がることを見込まれるため、資金使途との関係でも、本第三者割当増資の必要性が認められる。

### (iii) 小括

以上を考慮するに、本第三者割当増資には必要性が認められる。

### ②本第三者割当増資の相当性

#### (i) 発行価額は有利発行に該当しないこと

本第三者割当増資に係る新株式の発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成28年6月8日）の東京証券取引所における当社株式の終値680円を基準とし、それ以前の株価推移をも勘案して、当該終値に25.00%のプレミアム（小数点以下第三位四捨五入）を乗せた金額であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に適合している。公開買付者が当社の支配株主となることに鑑みれば、コントロールプレミアムを考慮しなければならないものの、それを加味したとしても、当該発行価額は相当であり、有利発行には該当しないものと思料する。

#### (ii) 他の資金調達手段との比較

本第三者割当増資は、公開買付者との資本業務提携の一環として行われるものであり、これまで同社との間で長年築き上げてきた協力関係及び信頼関係の深化を目的とするものであるから、資金調達の方法として、公開買付者を割当先とした第三者割当増資を第一の選択肢として考えることは合理的である。

また、以下の点に鑑みれば、他の資金調達手段に比しても、第三者割当増資の方が優れている。

まず、①間接金融による資金調達について、今回の調達は設備投資資金等の長期投資に充てる資金であるところ、財務を安定的に管理するためにも、当社としては、金利面等でも必ずしも有利でない間接融資より、返済の必要性はなく、キャッシュ・フローを向上させるという点で、直接金融を選択したということであり、その判断には合理性が認められる。

次に、②直接金融による資金調達のうち、公募増資及び株主割当について、多額かつリスクの高い事業資金について出資者を広く募る必要があるところ、当社の企業規模及び実績からして、必要十分な引受先ないし申込みが集まらない可能性が高いこと、場合によってはかかる行動によって株式市場における需給が悪化し、株価下落の一因となり、当社の信用や事業に悪影響を及ぼす可能性があること、さらには調達に要する時間及びコストにつき第三者割当増資に比して高くつくことなどから、第三者割当増資を選択したということであり、その判断にも合理性が認められる。

以上より、当社による第三者割当増資を選択した理由の説明には相当性が認められる。

(iii) 割当予定先の相当性

(a) 資本業務提携先としての相当性

本資本業務提携により、当社は、公開買付者の連結子会社となることによって、事業上のシナジーを最大化することができ、当社の経営基盤の長期的な安定性が増すことから、当社の企業価値及び株主価値の向上に繋がると思料される。また、公開買付者は本第三者割当増資及び本公開買付けにより取得する当社株式を原則として長期的に保有する方針とのことであり、このことは当社の公開買付者との本資本業務提携の目的達成に沿うものである。さらに、公開買付者は、本資本業務提携契約において、当面の間、当社株式の上場を維持し、また、当社が上場企業として少数株主の利益に配慮することを確認する予定である。

以上は、公開買付者が本資本業務提携の提携先として相当であり、ひいては、公開買付者が本第三者割当増資の割当予定先として相当であることを基礎付けるものとして評価できる。

(b) 反社会的勢力等との関わりがないこと

公開買付者は、東京証券取引所市場第一部に株式を上場しており、同社が東京証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書の中で、反社会的勢力との関係を一切持たない旨の宣言をしている。また、本資本業務提携契約において、公開買付者は、公開買付者並びにその役員及び従業員が反社会的勢力との関連を有していないこと等を表明し保証する予定である。以上より、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しているとのことであり、当社の割当予定先に関する当該判断については相当であると思料する。

(iv) 払込みの確実性

当社は、公開買付者に本第三者割当増資の払込みのために必要かつ十分な現預金が現にあることを、公開買付者の直近の四半期報告書（第21期第3四半期報告書）により確認しており、また、公開買付者の事業規模からしても、当社の求める規模の資金を現金で支払うことは可能であると思料される。以上から、公開買付者による本第三者割当増資の払込みに関して確実性に問題はないものと判断できる。

(v) 増資金額の相当性

本公開買付けが下限で成立するときは、本第三者割当増資による調達金額が、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の本資本業務提携による資金需要として想定される額を若干上回ることになる。しかし、その額は資金需要の総額に比して1%に満たない範囲であるうえ、当社の説明によれば、その場合でも、当社は、競争が激しく今後も業界再編の可能性がある中で、当該資金を上記の資金需要以外にも当社のために有効に使うとのことである。したがって、本第三者割当増資による調達金額は、必要性に応じた出資とみることができ、本第三者割当増資により、徒らに既存株主の株式の希薄化を生じさせるものではないと思料される。よって、本第三者割当増資により希薄化率が25%以上となる可能性があり、支配株主の異動を伴うものであるものの、必要性に応じた範囲での増資と認められる。

(vi) 既存株主への影響

本第三者割当増資により当社の既存株主の持株比率及び議決権比率に一定の希薄化が生じるものの、本第三

者割当増資は、当社の資金調達を含む本資本業務提携の目的達成のために必要な限度で行われるものである。また、当該目的を達成することにより、希薄化が生じるものの、一方で、企業価値の向上につながるものであると史料される。

また、本資本業務提携は本第三者割当増資と本公開買付けを包含した取引であるところ、①既存株主が本第三者割当増資に不満を持ったとしても、先行する本公開買付けに応募することによりプレミアムを上乗せした対価を得る機会が保障されており、また、②当社が公開買付者傘下に入ることによる企業価値・株式価値の向上を期待し、株式を保有し続けることも可能である（しかも、その場合、本第三者割当増資によるプレミアム分が当社に払い込まれることとなり、それが既存株主に還元されることになる。）。いずれの選択を行うことも既存株主の自由裁量に委ねられており、このことは既存株主に与える希薄化の影響を緩和するものである。

よって、本第三者割当増資による希薄化については合理性が認められるものと思料する。

#### (vii) 小括

以上を考慮するに、本第三者割当増資は、その必要性を実現するために相当な範囲にとどまるものであると評価しうるから、本第三者割当増資には相当性が認められる。

また、当社は、第2回買付条件等変更及び本自己株式処分を踏まえ、本第三者委員会に対し、本自己株式処分及び本第三者割当増資の必要性及び相当性について改めて意見を求めました。

当社が本第三者委員会から平成28年8月10日付で入手した本自己株式処分及び本第三者割当増資に関する意見（以下「8月10日付意見」といいます。）の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の8月10日付意見の概要）

#### （ア）結論

本自己株式処分及び本第三者割当増資については、その必要性及び相当性が認められる。

#### （イ）理由

##### ①本自己株式処分及び本第三者割当増資の必要性

##### (i) 本自己株式処分による資金使途

当社は、本資本業務提携契約後の公開買付者との協議を経て、本資本業務提携契約締結前には具体的に想定していなかった事業計画が生じるとともに、それに基づく資金需要が新たに生じた。かかる事業計画及び資金需要は、本資本業務提携の内容の検討が進み、より具体化され、発展したものと解し得る。当該資金は、当社の企業価値の向上に寄与するもので、ひいては株主価値の向上に繋がることを見込まれるため、本自己株式処分による増資の必要性が認められる。

##### ②本自己株式処分及び本第三者割当増資の相当性

##### (i) 発行価額は有利発行に該当しないこと

##### ア 本第三者割当増資について

第三者割当増資による発行価額の有利発行該当性は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に基づき、発行決議時の市場株価を基準に判断すべきである。本第三者割当増資に係る発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成28年6月8日）の東京証券取引所における当社株式の終値に相応のプレミアムを加算した金額であるから、当該発行価額は相当であり、有利発行には該当しない。本公開買付価格は本公開買付けへの応募を募るために公開買付者が独自に増額したものであることを考慮すると、本公開買付価格との間に差額が生じたことにより、本第三者割当増資に係る発行価額が不相当になるものではない。

#### イ 本自己株式処分について

本自己株式処分による処分価額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日（平成28年8月10日）の東京証券取引所における当社株式の終値845円に36.09%のプレミアム（小数点以下第三位四捨五入）を乗せた金額であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に適合している。当該処分価額は相当であり、有利発行には該当しないものと思料する。

#### (ii) 他の資金調達手段との比較

以下の点に鑑みれば、他の資金調達手段に比しても、本第三者割当増資に加えて、本自己株式処分を行うことが他の資金調達手段より優れている。

まず、①間接金融による資金調達について、今回の調達は設備投資資金等の長期投資に充てる資金であるところ、財務を安定的に管理するためにも、当社としては、金利面等でも必ずしも有利でない間接融資より、返済の必要性はなく、キャッシュ・フローを向上させるという点で、直接金融を選択したということであり、その判断には合理性が認められる。

次に、②直接金融による資金調達のうち、公募増資及び株主割当について、多額かつリスクの高い事業資金について出資者を広く募る必要があるところ、当社の企業規模及び実績からして、必要十分な引受先ないし申込みが集まらない可能性が高いこと、場合によってはかかる行動によって株式市場における需給が悪化し、株価下落の一因となり、当社の信用や事業に悪影響を及ぼす可能性があること、さらには調達に要する時間及びコストにつき第三者割当増資に比して高くつくことなどから、第三者割当増資を選択したということであり、その判断にも合理性が認められる。

さらに、③本件において、当社は、公開買付者との交渉の結果、本第三者割当増資に係る発行価額を本公開買付価格に合わせて増額することはできなかつたことから、本第三者割当増資における発行株式数を増加させるよりも、自己株式により本公開買付けに応募する方が、より有利な条件での資金調達が可能であり、株式の希薄化率も抑えられる。したがって、自己株式により公開買付けに応募することは、当社にとってより望ましい資金調達手段といえる。

以上より、当社が、本第三者割当増資に加え、本自己株式処分を選択したことには相当性が認められる。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本自己株式処分及び本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

そして、平成28年8月12日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討された結果、既存株主への影響を勘案しましても、本自己株式処分及び本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

	平成26年1月期	平成27年1月期	平成28年1月期
連結売上高	—	5,129百万円	7,184百万円
連結営業利益	—	313百万円	▲166百万円
連結経常利益	—	316百万円	▲166百万円
連結当期純利益	—	183百万円	▲163百万円
1株当たり連結当期純利益	—	40.02円	▲31.86円

1株当たり配当金	—	0円	0円
1株当たり連結純資産	—	463.27円	476.14円

(注) 平成27年1月期より連結財務諸表を作成しているため、平成26年1月期については記載しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成28年4月30日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,354,800株 (自己株式を含む。)	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	477,300株 (注)	8.91%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(注) 「現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数」については、平成28年4月30日時点の新株予約権の目的となる当社普通株式数(477,300株)であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年1月期	平成27年1月期	平成28年1月期
始 値	1,563円	1,963円	1,040円
高 値	4,145円	1,987円	1,419円
安 値	1,315円	875円	591円
終 値	2,013円	1,050円	604円

(注) 東京証券取引所(市場第一部)における株価であります。

② 最近6か月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	605円	495円	585円	538円	745円	840円
高 値	640円	641円	599円	900円	925円	857円
安 値	453円	488円	531円	538円	673円	810円
終 値	496円	590円	547円	721円	833円	841円

(注) 東京証券取引所(市場第一部)における株価であります。

③ 本公開買付け公表の前営業日、及び本自己株式処分の決議の前営業日における株価

	平成 28 年 6 月 8 日	平成 28 年 8 月 10 日
始 値	703 円	835 円
高 値	705 円	849 円
安 値	676 円	835 円
終 値	680 円	845 円

(4) 最近3年間のエクイティファイナンスの状況

・公募増資

払 込 期 日	平成 25 年 10 月 25 日
調 達 資 金 の 額	259,469,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1 株につき 2,457 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	4,408,200 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	129,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	4,537,200 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	電子書籍販売用ウェブサイト及び電子書籍閲覧用ブックリーダーの改良等に伴うシステムのリニューアル、機能追加及び改修に係るソフトウェアへの投資、電子書籍利用者増加に伴うトラフィック量増加に対応するためのサーバーの新設及び増強、電子書籍販売用ウェブサイトのリニューアルに伴うサーバーの新設及び増強並びに災害時等に対応するためのバックアップ機器の導入に係るハードウェアへの投資
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 28 年 1 月末まで
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当初の資金使途に従い充当いたしました。

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成 25 年 11 月 20 日
調 達 資 金 の 額	159,866,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1 株につき 2,316.91 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	4,537,200 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	69,000 株

募集後における 発行済株式総数	4,606,200株
割 当 先	大和証券株式会社
発行時における 当初の資金使途	電子書籍販売用ウェブサイト及び電子書籍閲覧用ブックリーダーの改良等に伴うシステムのリニューアル、機能追加及び改修に係るソフトウェアへの投資、電子書籍利用者増加に伴うトラフィック量増加に対応するためのサーバーの新設及び増強、電子書籍販売用ウェブサイトのリニューアルに伴うサーバーの新設及び増強並びに災害時等に対応するためのバックアップ機器の導入に係るハードウェアへの投資
発行時における 支出予定時期	平成28年1月末まで
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途に従い充当いたしました。

(注) 上記公募増資と同時に行われたオーバアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資です。

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成27年4月23日
調 達 資 金 の 額	497,164,000円(差引手取概算額)
発 行 価 額	1株につき935円
募集時における 発行済株式数	4,810,400株
当該募集による 発行株式数	534,400株
募集後における 発行済株式総数	5,344,800株
割 当 先	クックパッド株式会社
発行時における 当初の資金使途	各種ユーザーサービスの開発・機能追加、ECサイト・業務システム等の基盤システムの強化
発行時における 支出予定時期	平成29年1月末まで
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途に従い充当しており、現時点の未充当金については当期の予算に適切に計上しております。

11. 処分要項

(1) 処分株式数	普通株式 400,200株
(2) 処分価額	1株につき1,150円
(3) 処分価額の総額	460,230,000円

(4) 募集又は処分方法	第三者割当の方法によります。
(5) 処分先	ヤフー株式会社 400,200 株
(6) 申込期日	平成 28 年 8 月 29 日から同年 9 月 11 日
(7) 払込期日	平成 28 年 9 月 5 日から同年 9 月 12 日
(8) その他	<p>本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p> <p>本自己株式処分は、本公開買付けへ応募するために行われるものです。本公開買付けには買付予定数の上限及び下限が設定されております。本公開買付けにおける応募株主の応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,427,700 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うこととなるため、本自己株式処分における処分株式数の一部に申込みがないこととなり、当該部分に係る本自己株式処分に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。また、本公開買付けにおける応募株主の応募株式の総数が買付予定数の下限（990,800 株）に満たない場合又は本公開買付けが撤回された場合には、応募株券等の全部の買付け等が行われないため、本自己株式処分に係る申込みがないこととなり、本自己株式処分に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。</p>

## 12. その他の事項

本公開買付けが成立し、かつ、本第三者割当が実行された場合（本公開買付けにおいて、買付予定数の上限以上の応募があり、本第三者割当増資が行われない場合を含みます。）は、割当予定先である公開買付者は、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、公開買付者の当社に対する完全希薄化ベースの持株割合が 41.00%となる株式を保有することとなる予定であり、また公開買付者は当社の取締役のうち過半数を指名する権限を有することから、公開買付者は当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当する見込みですが、公開買付者の異動後の議決権の数及び議決権割合は、本公開買付け及び本第三者割当増資の結果により変動するため、当該異動については、確定次第、お知らせいたします。

また、上記「I. 公開買付けに関する意見表明について」「2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、公開買付者によれば、当社の主要株主である筆頭株主であるクックパッド株式会社は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているとのこと。そのため、本公開買付けが成立した場合には、クックパッド株式会社は当社の議決権を保有しないこととなり、当社の主要株主である筆頭株主から外れる見込みであります。

以上

(別紙)

平成 28 年 8 月 12 日付「株式会社イーブックイニシアティブジャパン株券（証券コード 3658）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」



2016年8月12日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 宮坂 学  
(コード番号 4689 東証第一部)  
問 い 合 わ せ 先 最 高 財 務 責 任 者 大 矢 俊 樹  
電 話 0 3 - 6 4 4 0 - 6 1 7 0

**株式会社イーブックイニシアティブジャパン株券（証券コード 3658）に対する  
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

ヤフー株式会社（以下「当社」といいます。）は、2016年6月9日、株式会社イーブックイニシアティブジャパン（株式会社東京証券取引所市場第一部、コード：3658、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法に定める公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2016年6月10日より本公開買付けを開始しており、その後、2016年7月22日付で本公開買付けに係る買付け等の期間の変更（以下「第1回買付条件等変更」といいます。）を行いました。2016年8月12日、本公開買付けに係る買付け等の価格及び買付け等の期間の変更（以下「第2回買付条件等変更」といいます。）を行うことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

株式会社イーブックイニシアティブジャパン

(2) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間（変更後）

2016年6月10日（金曜日）から2016年8月29日（月曜日）まで（55営業日）

2. 買付条件等の変更の内容

（注）変更箇所には下線を付しております。

(1) 買付け等の価格

（変更前）

普通株式1株につき、金 850円

（変更後）

普通株式1株につき、金 1,150円

(2) 買付け等の期間

（変更前）

2016年6月10日（金曜日）から2016年8月 15日（月曜日）まで（45営業日）

（変更後）

2016年6月10日（金曜日）から2016年8月 29日（月曜日）まで（55営業日）

(3) 決済の開始日

(変更前)

2016年8月22日(月曜日)

(変更後)

2016年9月5日(月曜日)

3. 買付条件等を変更する理由

当社は、2016年6月10日から本公開買付けを開始いたしました。当社が2016年7月22日に公表いたしました「株式会社イーブックイニシアティブジャパン株券(証券コード 3658)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、今後の応募の見通し等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等の総数が本公開買付けの買付予定数の下限に達しない可能性があることから、2016年7月22日、本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を2016年8月15日まで延長し、公開買付期間を合計45営業日とする第1回買付条件等変更を決定いたしました。

さらに、当社は、上記の事情に加え、対象者主要株主である筆頭株主のクックパッド株式会社(所有株式数534,400株、所有割合10.79%)及び対象者の意向のほか、本取引(本公開買付け及び2016年6月9日に対象会社が公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」に記載の当社を割当予定先とする新株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。))の総称をいいます。以下同じです。)の意義、本取引の目的を円滑に達成する必要性、また、本取引により見込まれる当社及び対象者それぞれに期待されるシナジーの実現可能性等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、2016年8月12日、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を金850円から金1,150円に変更し、また、公開買付期間を2016年8月29日まで延長し、公開買付期間を合計55営業日とする第2回買付条件等変更を行う旨を決定いたしました。

また、当社は、第2回買付条件等変更を行うに先立ち、クックパッド株式会社との間で、2016年8月12日付で、本公開買付価格が金1,150円以上に変更されていることを条件として、その所有する対象者株式の全部(対象者株式534,400株)について、本公開買付けに応募する旨をその内容とする応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。

加えて、当社は、第2回買付条件等変更を行うに先立ち、対象者との間で、2016年8月12日付で、2016年6月9日付で対象者との間で締結した資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。)に係る変更覚書(以下「本資本業務提携契約変更覚書」といいます。)を締結することを決定し、対象者の保有する自己株式の全部である対象者株式400,200株(以下「本自己株式」といいます。)について、対象者が本公開買付けに応募する旨を合意しております。そして、対象者は、2016年8月12日開催の対象者取締役会において、対象者の保有する本自己株式について、当社を割当予定先とする第三者割当の方法により処分(以下「本自己株式処分」といいます。)し、本公開買付けに応募する旨を決議するとともに、同日付で本自己株式処分に係る有価証券届出書を関東財務局長に提出しております。

なお、対象者が2016年8月12日に公表した「ヤフー株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び第三者割当による自己株式の処分のお知らせ」(以下「変更後対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2016年8月12日開催の対象者取締役会において、第2回買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、第2回買付条件等変更を前提としても、本公開買付け及び本第三者割当増資により、当社及び対象者が各々の自力成長を超えたレベルでの事業価値の創造・拡大が可能となるとの判断に変更はなく、また、第2回買付条件等変更は対象者の株主の皆様にとって不利益な変更とはならないと判断し、対象者の全ての取締役の出席の下、出席

取締役の全員一致により、対象者が2016年6月9日に公表した「ヤフー株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及びヤフー株式会社との資本業務提携契約の締結のお知らせ」にて既に公表されている、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び本公開買付けへの応募については対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。

これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、変更後対象者プレスリリースをご参照ください。

#### 4. 本公開買付けに関する重要な合意等

##### (1) 本資本業務提携契約変更覚書

本資本業務提携契約変更覚書の概要は以下のとおりであります。

##### (i) 本公開買付けの条件変更

当社は、本資本業務提携契約変更覚書の締結日において、本公開買付けの買付条件等について、以下のとおり変更する。

##### a. 公開買付期間

公開買付期間を公開買付期間の開始日から2016年8月29日（月曜日）まで（55営業日）とする。但し、法令等に従い公開買付期間の末日が変更された場合には、公開買付期間の開始日から変更後の公開買付期間の末日までの期間とする。

##### b. 本公開買付価格

本公開買付価格を対象者株式1株当たり金1,150円とする。

##### c. 決済の開始日

2016年9月5日（月曜日）とする。

##### (ii) 第2回買付条件等変更後の本公開買付けに賛同する旨の意見表明

対象者は、本資本業務提携契約変更覚書の締結日において、当社が第2回買付条件等変更を行うことを決定することを条件として、第2回買付条件等変更後の本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することにつき、取締役会決議（以下「第2回賛同決議」という。）を行い、その内容を公表する。対象者は、当該決議につき、取締役全員の一致及び監査役全員の異議がない旨の意見を得るよう、最大限努力するものとする。なお、対象者は、第2回賛同決議を訂正、撤回、変更せず、また、第2回賛同決議と矛盾する内容のいかなる決議も行わない。但し、対象者が第2回賛同決議を維持、継続すること又は対抗公開買付けへの反対意見表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれがあると客観的かつ合理的に判断されるときは、この限りでない。

##### (iii) 本自己株式の応募

対象者は、本資本業務提携契約変更覚書の締結日において、当社が第2回買付条件等変更を行うことを決定することを条件として、本自己株式の全部を本公開買付けに応募するために、本自己株式処分を行う旨及び当該決議に基づき本自己株式の全部を本公開買付けに応募する旨の取締役会決議（以下「本自己株式処分等決議」という。）を行い、本自己株式処分に係る有価証券届出書を金融商品取引法に従って関東財務局に提出し、その内容を公表するとともに、当該届出の効力発生後、本自己株式の全部について、本公開買付けに応募し、公開買付期間中、これを維持する。なお、対象者は、本自己株式処分等決議を訂正、撤回、変更せず、また、本自己株式処分決議と矛盾する内容のいかなる決議も行わず、また、本自己株式処分等決議に基づく本自己株式の本公開買付けへの応募を解除しない。但し、対象者が本自己株式処分等決議を維持することが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反

するおそれがあると客観的かつ合理的に判断されるときは、この限りでない。

(iv) 本第三者割当増資に係る承認決議の維持

対象者は、本資本業務提携契約変更覚書の締結日において、第2回買付条件等変更及び本自己株式処分の実施にかかわらず、対象者が2016年6月9日付で行った本第三者割当増資の実行を承認する旨の取締役会決議を維持する旨の決議を行う。

(2) 本応募契約

当社は、クックパッド株式会社との間で、2016年8月12日付で、本公開買付価格が金1,150円以上に変更されていることを条件として、その所有する対象者株式の全部（対象者株式534,400株）について、本公開買付けに応募する旨をその内容とする本応募契約を締結しております。

5. その他

第2回買付条件等変更が行われる日以前に既に本公開買付けに応募された株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

以 上